

国民健康保険税条例改正について（専決処分）

1. 改正の内容

①賦課限度額引き上げ（第3条、第24条関係）

基礎課税額分 61万円 → 63万円

介護納付金課税額分 16万円 → 17万円

②均等割・平等割の減額対象範囲を拡大（第24条関係）

5割軽減の対象所得

現行 (33万円+28.0万円×被保険者数) 以下

改正後 (33万円+28.5万円×被保険者数) 以下

2割軽減の対象所得

現行 (33万円+51万円×被保険者数) 以下

改正後 (33万円+52万円×被保険者数) 以下

【軽減判定所得早見表（均等割・平等割）】 (円)			
被保険者数	7割軽減所得	5割軽減所得	2割軽減所得
1人	～330,000	～615,000	～850,000
2人	～330,000	～900,000	～1,370,000
3人	～330,000	～1,185,000	～1,890,000
4人	～330,000	～1,470,000	～2,410,000
5人	～330,000	～1,755,000	～2,930,000
6人	～330,000	～2,040,000	～3,450,000

2. 改正による影響額（令和2年3月1日で試算）

①賦課限度額引き上げの影響額

上段：限度額超過世帯、下段：限度超過額

	改正前 A	改正後 B	差引 B-A
基礎課税額分	141世帯	122世帯	△19世帯
	61,759,878円	59,123,938円	△2,635,940円
介護納付金課税額分	124世帯	109世帯	△15世帯
	12,396,687円	11,236,340円	△1,160,347円
影響額合計			<b>3,796,287円</b>

②軽減対象範囲の拡大の影響額

上段：軽減世帯、下段：軽減額

	改正前 A	改正後 B	差引 B-A
5割軽減分	3,423世帯	3,470世帯	47世帯
	150,544,325円	152,682,625円	2,138,300円
2割軽減分	2,267世帯	2,293世帯	26世帯
	40,394,370円	40,834,700円	440,330円
影響額合計			<b>2,578,630円</b>